

保険料についてお知らせします 後期高齢者医療制度



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX 229-5001

・・・対象になる人・・・・・・・・・・・

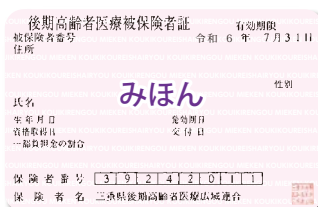
- ・75歳以上の全ての人(生活保護受給者は除く)
- ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

令和5年7月31日までの認定証の交付を受けている被保険者が、今年度も対象となる場合、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合から新しい認定証を被保険者の皆さんに発送します。

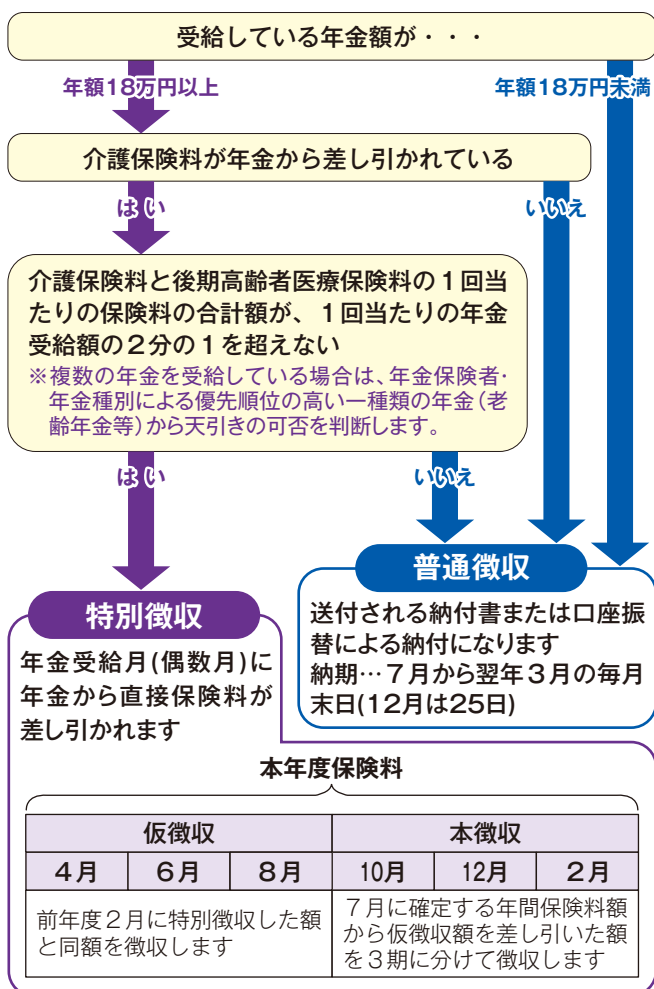
8月から保険証がピンク色に

後期高齢者医療制度では、保険証が1人に1枚交付されます。7月中に、三重県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証(ピンク色)が簡易書留で送付されます。現在使っている若草色の保険証は、8月1日以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



・・・保険料の納め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

保険料は、年金からの天引きで納める特別徴収と納付書や口座振替で納める普通徴収の2通りの納め方があります。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書を送ります。



年度途中で特別徴収に切り替わる人

昨年6月～今年5月に75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人は、7月～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

納付方法を特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更したいとき

最初に金融機関に口座振替依頼書を、その後、市役所に納付方法変更申出書を提出してください。

10月分からの変更を希望する場合は、7月20日(木)までに手続きをしてください。それ以降は、申請の時期により変更時期が異なります。

必要なもの 納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し

社会保険料控除について

普通徴収で支払った分は、支払った人に適用され、世帯の所得税や住民税が減額になる場合があります。特別徴収で支払った分は、本人にのみ適用されます。